

議事日程(第5号)

平成22年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
日程第2 議案第56号 高鍋町公園条例の一部改正について  
日程第3 議案第57号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)  
日程第4 議案第58号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第59号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 発議第10号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議  
日程第7 議会広報編集特別委員の選任  
日程第8 発議第11号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書  
日程第9 発議第12号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書  
日程第10 発議第13号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書  
日程第11 発議第14号 森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書  
日程第12 発議第15号 地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書  
日程第13 発議第16号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書  
日程第14 議員派遣の件について  
日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について  
日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について  
日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
日程第2 議案第56号 高鍋町公園条例の一部改正について  
日程第3 議案第57号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)  
日程第4 議案第58号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第59号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第6 発議第10号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議  
日程第7 議会広報編集特別委員の選任  
日程第8 発議第11号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書  
日程第9 発議第12号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

- 日程第10 発議第13号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書
- 日程第11 発議第14号 森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書
- 日程第12 発議第15号 地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書
- 日程第13 発議第16号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第16 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第17 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 松木 成己君
産業振興課長 …………… 長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 …… 原田 博樹君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 井上 敏郎君

税務課長 …………… 田中 義基君      上下水道課長 …………… 森 俊彦君  
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君      社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） 只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 御報告申し上げます。昨日、議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました議案につきましては、同意案件及び広域圏協議会の廃止については、初日に採決を行い、その他の議案につきましては各委員会にその審査を付託され審査を終えたところです。新たに議会広報編集特別委員会の設置に関する決議のほか、発議による意見書6件が追加提出されましたので、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり7件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

---

日程第1. 議案第55号

日程第2. 議案第56号

日程第3. 議案第57号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから、日程第3、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）までの計3件を一括議題といたします。

本3件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。第4回定例議会で、総務環境常任委員会へ付託されました、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてと、議案第57号高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分の審査を行いましたので、その経緯と結果をお知らせいたします。

なお、総括質疑で明らかになりました、屋内多目的広場の工事がおくれることを受けて調査をいたしましたのであわせて御報告いたします。

審査の場所は、第1委員会室と屋内多目的広場、出席者は6名の委員全員、審査期間は16日と17日の2日間です。

まず、議案第55号についてです。西都児湯環境整備組合で参加している可燃物処理を

行っている財団法人宮崎県環境整備公社へ、平成23年度から3年間職員を派遣するに当たり、条例の一部を改正するものとの説明がありました。委員からの質疑はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号中関係部分です。町民生活課から、外国人登録に係る法の改正があるため、今までのシステムでは対応できないことによる、戸籍住民基本台帳システム改修のための調査を行うための予算との説明がありました。委員より、どのように変更されるのかとか、外国人は何名存在するのか、システム改修の積算根拠はどのようになっているのかなどの質疑がなされました。答弁では、今まで別途外国人登録のための表が存在したが、日本人と同じ仕組みになる、47名の外国人の方がいらっしゃる、積算根拠は算定が難しいがたとえ1人存在していても同じように費用を使い、システム改修の調査及び費用を出すことになっているとの答弁がありました。

次に税務課より、賦課徴収に関してコンビニ収納が多くなることが予想されることによるもの、GISシステム保守に関しては交渉して値下げをしていただいたこと、償還金については今回相続税と所得税を同時に取らないということが裁判の判例となったために調査を行い、償還金発生があっても対応できるよう予算化したとのことでした。委員より、コンビニ収納については督促手数料支払いがないがとか、二重課税になると予想される方へは連絡したらどうかなどが出されました。答弁では、コンビニ収納では確かに督促手数料が発生しないケースがあるが、現在100円であっても別途納付書を送付していること、また督促手数料については取らないとする方向性も検討されていることが答弁されました。二重課税の問題は、あくまでも申請主義をとらないと、個人情報取り扱いや本当に二重課税なのか判断できないとのことでした。

総務課関係では、交通安全対策で永谷地区へのガードレール設置が予定されているとのことでした。また、町村会支援事業で小樽市役所職員のスーパー公務員の木村さんを講師にお願いして、まちづくりについて学ぶとのことでした。

なお、議員からその講座に議員は参加できないのかとの問いに、参加案内を出したいとの答弁がありました。

政策推進課関係では、西都児湯広域市町村圏協議会負担金については、本議会当初で提案可決された協議会負担金が現在の資金で賄えると判断されたため減額するものとの説明がありました。また、地方バス路線維持費については、積算根拠の資料が示され説明がありました。バス路線は4路線、通学用単独路線が1路線、新たに高鍋・木城線廃止に伴い木城町と相談の結果、負担を行い廃止しないことになり助成を行うとの説明がありました。委員より、町単独路線について通学に利用している子供の数について質疑がありました。十数名との答弁がありました。

今回、口蹄疫被害が集中した地域に200万円を限度として県補助が設定、地域活性化策を検討し城下町の気風を生かした景観のまちづくりとして計画したとの説明がありました。委員より、町並み景観委託についての予算内訳について質疑があり、意見交換会を

2回計画、図面などの資料作成及び意見取りまとめの報告書作成などの事務費55万円、今後のまちづくり計画などに使うことが説明されました。また、この支出予算については、産業建設常任委員会での審査項目でありますので、担当課が説明を行っているという判断をしたところです。

調査については、新たに使用料が発生する予定の屋内多目的広場について、工事の進捗状況を見てきました。工事は基礎部分がようやくできたばかりで、鉄骨に来週からかかるという状況のようでした。

以上で、審査を終了し、まとめに入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 13番。おはようございます。大変緊張しております、頭の光がちょっと薄れております。

また、本当に初めての経験で聞き取りにくい点多々あるかと思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、平成22年第4回定例議会において産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正について、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分の2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は、12月16日、17日の2日間、第3委員会室に産業建設常任委員会全員が出席し、執行当局に担当課長、局長及び関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、建設管理課より議案第56号高鍋町公園条例の一部改正についての説明を受けました。今回の条例改正については、小丸河畔運動公園多目的広場に建設されている屋内多目的広場の設置に伴う使用料等の規定を追加するもの、教育委員会に管理委任する施設の使用料の還付については、教育委員会が別に定める規定を追加するとの説明がありました。使用料の算定につきましては、入場料またはこれに類するものを徴収しない場合にっ

いては、体育館と同じく証明を利用すること。また、屋内多目的広場の広さがテニスコート1面の広さであることなどから、総合体育館アリーナの一部使用の場合のテニスの金額を引用するもので、町外者の使用料については町内者の使用料の2倍の金額とするとのことです。委員から質疑もなく審査を終了し、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正につきましては、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分について産業振興課の説明を受けました。繰越明許費のむらづくり交付金については、地籍未確定により工事がおくれたことによるもので、むらづくり交付金の歳出の補正については、事務費及び事業費の調整により減額、またその減額に伴い地方債の減額及び県支出金の歳入額も減額になるとの説明がありました。委員より、むらづくり交付金事業について、今年度で終了のことだが四季彩のむらの今後の方向性はどうなるのかとの質疑に対し、むらづくり交付金事業としては終了するが一部補助をしながら関与していくとの回答がありました。また、四季彩のむらにおける事業効果はどうなっているのかとの質疑に対し、普通水稻への切りかえ、そばの作付、蓮華畑の再現を行い、田植えや稲刈りなど子供たちをたくさん呼んでいろいろな体験を実施している。今後は、のんびりできる村の景観を維持し、多くの方々に来ていただけるようにしていくとの回答がありました。

債務負担行為補正については、4月1日よりの事業を円滑に行うため設定するもので、国庫支出金の減額については口蹄疫発生のため、営農調査活動ができなかったことによる営農調査委託金50万円減です。県支出金では、小丸川土地改良区より要望があった農道整備事業、及び用排水路等12箇所の整備が県補助金75%で行われることになった農地有効利用生産向上対策事業補助金502万4,000円で、道路については不特定多数の人が利用するという意味で、町が25%を負担するとの説明でした。農業振興費については、価格変動による青果物安定対策事業への上積み、ブランド向上についてはマンゴー農家へ糖度計導入の資金補助を行うとの説明でした。畜産業費負担金補助及び交付金については、豚の価格が下落、飼料が高騰したことにより借換が発生し、1億円を対象として利子補給を補助するものです。尾鈴土地改良事業費では、染ヶ岡地区モデル圃場営農調査委託についても、口蹄疫で委託が取りやめになったため、報償費及び需用費が減額になったとの説明でした。観光費における大時計台補修工事については、老朽化、塩害、腐食等により倒壊の危険性があるため403万1,000円の事業費で改修を行いたいとの説明を受け、委員から400万円もかける必要があるのか、設置後の補修費はどれぐらいかかっているのか、撤去しようとした場合費用はなどの質疑があり、執行部より町のシンボリック要素もあること、また懸垂幕方式にして公共広告としての利用も考え、補修をする方向で補正予算を計上したこと。設置後平成16年に約200万円で補修していること。撤去しようとした場合、約200万円かかるとの回答がありました。この回答を受け、今回補修するにしても、いずれまた補修が必要となる。時間励行日本一のPRも終了しているのであれば、撤去したほうがよいのではないかと。財政が厳しい中、支出を押さえる必要があるの

に400万円もの予算をかけるのはおかしい。事業効果が明確に提示されなければ、撤去費の200万円程度に減額修正しては。公共広告ではなくて、有料広告として収入が得られるのならよいのではないかなどの意見が出されました。その後、執行部より国道10号線を通行される町外の方々の目印にもなっていること。公共広告にあわせて、協賛業者名等と入れるなどして有料広告として広告料の収入を図ることを実施するとの回答がありました。

農業委員会費関係部分では、今回の補正については、平成22年度の県補助金及び受託事業費の確定に伴う事業費の調整が主な理由で、歳出全体では11万6,000円の増額です。補正の主なものは、農業委員の死去に伴う報酬の減額、農地制度改正に伴うパソコン用ソフトの購入等であります。歳入については、事業費の確定に伴うもので、県補助金の農地制度実施円滑化事業補助金、受託事業収入の農業者年金業務委託金等が増額との説明がありました。委員より、農地法の主な改正点についての質疑に、農地の形態が所有から利用にかわったこと。企業も、一定の要件を満たせば農業に参入できるようになったことや、耕作放棄地への対策が強化されたことなどの回答がありました。また、農業者年金には厚生年金加入者は入れないのかとの質疑に対し、加入できないとの回答がありました。

最後に、建設管理課より説明を受けました。歳入では、国庫補助金の地域住宅交付金は、共同住宅地上デジタル放送対策工事費の215万3,000円の45%96万8,000円、県支出金の口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業補助金は、高鍋町並み景観調査業務の257万3,000円の3分の2の171万5,000円で、歳出については再編交付金事業の毛作3線の測量設計委託、都市計画総務費の高鍋町並み景観調査業務委託、公園管理費の舞鶴公園整備費、住宅管理費の修繕料、地上デジタル放送対策工事に伴うものであるとの説明がありました。委員から、高鍋町並み景観業務委託について、場所はどこを考えているのかとの質疑に対し、高鍋町全体のイメージを作成するための作成資料であるとの回答がありました。また、舞鶴公園の整備について、基本計画に基づくものなのかとの質疑に対して、維持管理の範囲内での事業で整備内容は2カ年で計画しており、ことしは中段広場から遊具広場あたりを整備し、次年度はそれから上段を整備していきたいとの回答がありました。整備費は、2カ年でどれぐらいかかるのかとの質疑に対し、2カ年で600万円程度を予定しているとの回答がありました。

全審査を終了し、まとめに入りました。討論もなく採決に入り、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分について、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で産業建設常任委員長に対する質疑は終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 5番。おはようございます。私も、初めての委員長ということでかなり緊張しております。声にちょっと戸惑いがあったら、ちょっとそれは許していただきたいと思います。

それでは、平成22年度第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分の1件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月16日から17日までの2日間、第4委員会室にて文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

また、調査においては、17日に住宅型有料老人ホームたかなべに行きまいりました。

初めに健康福祉課関係です。老人保護措置費について、11月から2名が入所され、うち1人の基準額が最高額であることから、その1名の最高額にあわせた措置費、1人当たり20万7,000円の金額を見込んでいるとの説明を受けました。委員より、待機者は何名要るのかという問いに、実数はつかめませんが特養だけで24から25人要るとの答弁でありました。

次に、障害福祉費、重度障害者「児」医療費について、21年度は入院給付が月平均59件であったが、本年度9月までの月平均が76件と大幅に増加したための補正であるとの説明を受け、委員より来年も増加傾向にあるのかとの問いに、申請自体は一括して国保連合会なので一人一人の病名は不明であるが、一般的に心臓病とかの手術はふえている。また、障害の重い方はそのまま長期入院するケースもあるが、今後増加するかは不明であるとの答弁でありました。

次に、介護給付費、日中一時支援事業については、制度の見直しが行われ利用者負担限度額が引き下げられたための補正であるとの説明を受けております。

次に、介護保険事業費、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金について、今回消防法の改正でグループホームの面積が275平方メートル以下でも対象となったための補正であり、国の緊急対策事業で国庫支出金が100%であります。交付先の事業所は、遊友、なごやか、すいせんの3事業所となっており、その事業内容は消防署への通報装置として





会社増田工務店以外にも寄附があったのかとの問いに、ことしは株式会社増田工務店のみであるが、以前は個人や別会社の寄附もあった。寄附があれば、その都度補正していくとの答弁でありました。

次に、保健体育総務費について、今回の補助金は全国大会出場への補助であり、1人当たり2万円を上限としているとの説明を受けております。委員より、全国大会に出場するに当たり、かなりの練習を積んだと思うが、全国でトップをとれるシステムをつくれなのかとの問いに、社会教育の観点からすればあくまで教育の一環であり、スポーツエリートをつくるためにはしていない。また、指導者はボランティアであるので、エリートを育てるのは別に考えないといけない話であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課関係であります。学校管理費、東小学校の需用費34万円の内訳として、井戸ポンプ配管補修に13万6,500円、体育館男子トイレ補修に3万450円、残りの17万3,050円は今後予想される軽微な補修費として計上しているとの説明を受け、委員より井戸ポンプは何の井戸ポンプなのかという問いに、プール用の井戸ポンプであり、そのポンプの配管がさびで腐食し老朽化が著しく進んだ状態であるとの答弁でありました。また、17万3,050円は見込みなのかという問いに、予想される補修費であるので使わないことも考えられるが、毎年1月から3月のこの3カ月間で、この金額程度の額が必要であったことから計上しているとの答弁でありました。

以上、すべての質疑が終わり、議案第57号について反対討論はなく採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）中関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。2件について質疑を行います。

まず、老人措置費1人当たりの金額が20万7,000円と報告をされましたけれども、当然この積算根拠については資料の提出を求められたと思うんです。主な内容についてお伺いをしたいと思います。

別に保育室をつくり幼児保育を行ったとの報告がありましたけれども、保育士の数について、これは乳幼児についてはまた別の保育士の数が設置されておりますので、それが満たされているのかどうかということを書類上で審査をされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） まず、老人措置費20万7,000円なんですけれども、積算根拠となる質疑というのはございませんでした。ただ、私のほうでは個人的には調べておりましたので、そういう私は内容は質疑はいたしていません。

それと、保育士の数についての今おっしゃったことの質疑等もございませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。なぜ、委員長がみずから知り得た情報を、委員長というのは委員の皆さんに情報を共有するという立場で、そういったことを積算根拠をせつかく資料を提出を求められたのであれば、委員皆さんがやっぱり情報を共有すべきだと思うんです。そうでないと、なぜ単純に聞かれた方は1人当たりの老人ホームへの入所が、なぜ20万7,000円もかかるのかということの疑問がひょっとしたら出てくると思うんです。家庭の中で過ごせば、食費なりいろんなものなりでそんなにかかるはずはないと。逆に言えば、年金額が20万7,000円に満たない人たちというのは、じゃあ一体どう生活していくことができるのかと。生活保護基準額について、そこを話し合わないといけない部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。だから、20万7,000円というのは単純に1人当たりの積算根拠を出すだけでなく、社会的にその金額が与える影響というのをしっかりと委員会で状況把握をしていただかなければならなかったと思いますけれども、委員長がなぜ知り得た事実を委員会の中で質疑を行い、その積算根拠となる資料を提出させなかったのか、そのことについて委員長の判断を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 委員長。求めなかったのかということですね。ちょっと。

○議長（山本 隆俊） 暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 委員長。済みません、私のほうで資料等を求めて、それを委員のほうにお配りしなかったというのは、大変、私の反省すべきところだと思います。今後、そのようなことがないように、知り得た情報というのは皆様に、すべての委員に共有するようにしていくということを念頭に置いて、今後の委員会の調査をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑をすべて終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第58号

#### 日程第5. 議案第59号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第58号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第5、議案第59号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの、計2件を一括議題とします。

本2件は、特別会計等予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計等予算審査特別委員長（時任 伸一君） 17番。皆様こんにちは。それでは、

特別委員会報告ということで、本定例会において特別委員会に付議された議案は、議案第58号と議案第59号の2件です。

審査の経過と結果を報告します。

12月15日に審査、12月16日に採決を第3会議室において、議長を除く15名全員で構成する特別委員会、委員長は私です副議長、副委員長は文教福祉常任委員長の緒方議員です。担当課長並びに関係職員の詳細な説明を受け、審査を行いました。

まず、12月15日、議案第58号について、平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、上下水道課長、関係職員の説明の後に質疑を行いました。委員の質疑は、大体3つの債務負担行為、管理委託料の金額が前年同額であるが適正かどうか。契約のやり方はどうなのか。その点の質疑がございました。随意契約でいいのか。ただ、単価契約で総額後の明示がないが、これでもいいのか。そういった類の質疑が委員からございました。課長の答弁は、市町村が下水道事業を始めるに当たり、それまで一般廃棄物の処理責任を有する市町村の代行者として、委託または許可を受け事業を展開した業者の業務量は、当然減少していくと。そういう事業の転換、廃止を余儀なくされることが予想される、これらの業者の業務安定を保持し、廃棄物の継続的な適正処理に資することを目的として、昭和50年に下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法なるものが制定されておるという説明がありました。

この法律は、御承知のとおり下水道が負担、市町村が下水道事業を始めますと、それまでくみ取りとか浄化槽の汚泥運搬とか、いろんな仕事をやっていた方々の仕事なくなるわけでありまして、そういうものの業者の保護を目的とする法律だという説明を受け、その概要も全委員に配られまして、またはこの法律と、今は環境省になっておりますが、担当が、省令等に基づいて対応しているという回答でありました。そこで全員が、下水道合特法の概要をいただき理解を深めたところであります。

しかし、業者の事業安定化もさることながら、委託料は町民の血税であります。ですから、やっぱり安易に前年同額、前年同額ではいかなものかという感じを持ちました。そこで、合わせて当該受託業者の決算などには、やはり議員も真剣に業者の決算内容等にも、今後は気をつけて見るべきだということを認識をいたしました。

そして続きまして、次の議案第59号についての審査を始めました。

第59号は平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。健康福祉課長及び関係職員の出席のもとに詳細説明の後、質疑を行いました。

今度の補正予算は、歳入では保険料123万6,000円の増、国庫負担金170万3,000円の増、県支出金147万8,000円の減、繰入金22万5,000円の減で、結局123万6,000円の増額補正であります。歳出では123万6,000円の諸支出金の増となる補正であります。

質疑に入り、委員から、まだこの補正のことよりも介護保険全体に対する質疑が多かったように思います。施設入居者希望者で待機の状態の人数は何人ぐらいか、答弁では複数

の施設への希望をしている人があり、大体特別養護老人ホーム入居希望者は24名ぐらいであるという回答であります。

続いて、舞鶴荘の跡地はいかがになっているのかと、答弁では民間の進出のうわさがあったが、県の条件が厳しいのか今はたち消え状態であるという回答であります。また、ある委員から宅老施設に学生退出後の民間アパートを活用できないかという質問がございましたが、大体が平屋ではなく2階建て以上の建物が多いので、また部屋自体も学生向きの部屋づくりであって、老人には向かないのではないかと、改造費がものすごくかかると、転用は難しいというような御答弁がありました。

以上、審査を終わりました翌12月の16日、10時より採決に入り、議案第58号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については全員一致可決するべきものと決しました。

続いて議案第59号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これも全員一致可決するべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第58号高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第58号高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第59号平成22年度高鍋

町介護保険特別会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 発議第10号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、発議第10号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番、時任伸一議員。

○17番（時任 伸一君） 17番。それでは追加議案の提案を申し上げます。

議会広報編集特別委員会の設置に関する決議案。

提案理由、発議第10号議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について提案理由を御説明申し上げます。

提出者は、私時任、賛成者は中村末子、永友良和、緒方直樹議員であります。

今回の決議案は11月に行われました町議会選挙に伴い、前委員会が消滅したことを受けて、新たに議会広報編集特別委員会を設置し、議会の活動状況を住民に周知させるため、議会広報「議会だより高鍋」を発行するとともに、議会広報等に関する調査研究を行うものであります。

皆様御承知のとおり、ことしは住民による直接請求定数削減などのことがありまして、議会と住民との間の開きが、随分大きかったのかなあという反省を皆さんお持ちだろうと思います。ぜひとも、今でも立派な議会だよりなんです、さらに充実した議会だよりが出せるようにこの委員会の設置を発議するものであります。

終わります。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 休憩します。

午前10時53分休憩

.....  
午前10時54分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○17番（時任 伸一君） 御指摘のところを訂正いたします。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに

賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、発議第10号議会広報編集特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。（「議長、10分休憩を求めます」と呼ぶ者あり）はい、次までいって。（「10分休憩求めます、名前読み上げる前に」と呼ぶ者あり）

それでは休憩を取りたいと思います。11時5分から再開いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

- 議長（山本 隆俊） 再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第7. 議会広報編集特別委員の選任

- 議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、議会広報編集特別委員の選任を行います。

議会広報編集特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、徳久信義議員、岩崎信や議員、松岡信博議員、永友良和議員、八代輝幸議員、津曲牧子議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、只今指名しました6名の議員を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

議事整理のため暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時06分再開

- 議長（山本 隆俊） 再開いたします。

先程の議会広報編集特別委員の選任に伴いまして、議会広報編集特別委員長に徳久信義議員、同副委員長に岩崎信や議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

----- . ----- . -----

#### 日程第8. 発議第11号

- 議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、発議第11号くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

- 11番（青木 善明君） 11番。お願いいたします。それでは、発議第11号くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会議員青木善明、賛成者、中村末子議員、岩崎信や議員、柏木忠典議



員、八代輝幸議員であります。

内容を読み上げて提案理由といたします。

くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書。

構造改革によって貧困と格差が拡大し、医療や年金、雇用問題などさまざまな社会不安が増大しています。今、国民の安全と安心を確保するために、国・地方行政の役割が重要となっています。

そのような中、政府は国の義務づけ、枠づけの見直し、地方交付金の一括交付金化、国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。しかし、先の通常国会における地域主権改革関連法案の審議において義務づけ、枠づけの見直しが、基本的人権や生存権をも危うくするものであることが指摘されています。一括交付金化は、社会保障や教育など国の責任で確保すべき予算が統合され、使途の自由度が拡大されることから、優先度や緊急度など地方自治体の判断いかんにより、国民に対するナショナルミニマムが確実に保障されないことも懸念されます。

また、国の出先機関の原則廃止については、5月下旬に開催された公開討議においても、全国知事会のプロジェクトチームの中間報告をもとに、国の権限移譲ありきの議論であり、国と地方の適切な責任分担に関する議論は十分に行われていません。

貧困の深刻化や格差の拡大など、国民の暮らしや地域が危機に直面しているにもかかわらず、基本的人権や生存権などを保障する国の責任をあいまいにする地域主権改革には、看過できない問題があると考えています。

現在、国が進めている地域主権改革により、国の出先機関の廃止、地方移譲が進めば、地方における行政サービスが大幅に低下し、国民生活に支障をきたすばかりか地域間格差を一層拡大されることが懸念されます。

行政の効率化によって、国民の利便性や権利保障の後退を招く恐れがあり、地域住民や地方自治に犠牲を強いる地方分権であってはなりません。国民生活の最低限の行政サービス水準に対する国及び独立行政法人の責任を果たすため、行政サービス等の拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものです。

- 1、地方に犠牲を強いる地域主権改革は行わないこと。
- 2、行政サービスの低下を招く国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年12月22日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、国家戦略担当大臣。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第11号くらし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 発議第12号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、発議第12号子ども手当財源の地方負担に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。発議第12号子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、高鍋町議会議員中村末子、賛成者は、岩崎信や議員、柏木忠典議員、八代輝幸議員、青木善明議員です。

政権与党の中心である民主党は、そのマニフェストによって全額国庫負担による子ども手当を実施、国民は財源もないのにこれからどうするのかとの批判が高まり、反対者も40%を超す国民の勢いです。それにもかかわらず、子ども手当に固守をし、地方負担をさせてでも引き続き支給する方向性を閣議で決めようとしています。

国は三位一体の改革のあと、地方分権法を後ろ盾に、地方の財政格差が広がる仕組み、いわゆる一般財源化を次々と実行し、小さな自治体を押しつぶそうとしています。

子ども手当の自治体負担は自らの政権与党能力を放棄することにも等しいと考えます。よって、マニフェストに書かれているように、また原口前総務大臣の国会答弁のとおり、平成23年度以降も自治体へ負担させないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する。平成22年12月22日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第12号子ども手当財源の地方負担に反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 発議第13号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、発議第13号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、松岡信博議員。

○12番（松岡 信博君） 12番。それでは、発議第13号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書提出について、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、松岡信博、賛成者、永友良和、池田堯、水町茂、黒木正建各議員でございます。読み上げて提案したいと思います。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書。

経済グローバル化が進展する中、我が国の対外経済関係の幅を広げ、世界との協調・協力を図って行くことは重要である。

こうした中、国においては、貿易自由化を柱とする環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉に向け、「情報収集を進めながら対応し、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と明記した包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定した。

TPPは、例外なき関税撤廃を原則とするため、将来本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な影響を受けることは明らかである。

農林水産省は、その影響を国内の農林水産業の年間生産額が約4兆5,000億円減少するとともに、食料自給率も13%まで低下すると試算しており、本県においても農業生産額や関連産業の生産額の減少、農業の多面的機能の喪失などで2,975億円の損失があるとされている。

TPPを締結すれば、農林水産業を基幹産業とする本県は深刻な影響を受け、関連産業を含めた雇用環境がさらに悪化し、地域経済を著しく冷え込ませる恐れがある。県内に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興が、ようやく緒についたばかりの中にあってはなおさらのことである。

よって、国においては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、我が国の農林水産業・農山漁村を守るため、TPP交渉に参加することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年12月22日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第13号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 発議第14号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、発議第14号森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。12番、松岡信博議員。

○12番（松岡 信博君） 12番。発議第14号森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書提出について、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、松岡信博、賛成者、永友良和、池田堯、水町茂、黒木正建各議員でございます。読み上げて、提案したいと思います。

森林・林業・木材産業の施策の積極的な推進を求める意見書。

森林・林業・木材産業は国土環境の保全、水源の慣用、さらには中山間地域の振興など、多面的な機能を有しており、その振興を図ることは極めて重要な課題となっている。

さらに、地球温暖化防止が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林木材には強い期待が寄せられている。しかしながら、長引く景気低迷から、依然として木材価格は低迷し続け、さらに、近年では野生鳥獣による被害が深刻化するなど、森林・

林業・木材産業を取り巻く環境は一段と厳しい状況に陥っている。

特に、本県においては現在口蹄疫からの再生、復興に全力で取り組んでいるところであるが、森林・林業・木材産業を含む全ての産業において、極めて深刻な影響を受けたところである。木質バイオマスの利用や公共建築物への国産材利用など、新たな取り組みも広がりを見せている中で、国においては、今後さらなる林業・木材産業の活性化に向けて、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、木材自給率50%達成に向け、住宅エコポイントに関して、付与の要件を国産材に限定するとともに、木材関連項目の拡充を行うこと。また、公共建築物等における国産材利用のさらなる促進及び木質バイオマスの利用開発を推進すること。

2、近年の集中豪雨の多発による甚大な山地災害の発生状況を踏まえ、みどりのダムとしての機能を有する森林の再生を通じ、安心・安全の確保に向けた治山対策を推進すること。また、持続可能な森林経営の確立に向け、担い手の育成・確保対策を強化すること。

3、年々増大するシカ、猿、イノシシなどの野生鳥獣からの被害を深刻に受けとめ、根本的な被害対策を推進すること。国土の安全及び我が国の安全保障の観点から外国資本等による、森林、土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備など、対策の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年12月22日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第14号森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 発議第15号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第12、発議第15号地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。発議第15号地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書について別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、徳久信義、賛成者、後藤隆夫、時任伸一、津曲牧子、緒方直樹であります。

読むことによって説明に代えさせていただきます。

地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書。

医師、看護師不足や公的病院の縮小、閉鎖によって救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない実態が全国で生じています。特に宮崎県は研修医希望者が過去最低の30人で、慢性的な医師不足がなかなか解消されず、都市間の地域格差が広がっています。

国立病院は、がん、循環器など高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核、感染症、精神医療、災害医療、僻地医療など、民間では困難な分野を担い、地域においても重要な役割を果たしています。

しかし、政府は独立行政法人の原則廃止を掲げ、4月に行われた事業仕分けでは、国立病院に対して非効率病床の削減など、さらなる経営合理化を求める意見が出され、事業規模の縮小、ほかの公的病院も含めた再編成の検討などのとりまとめがされました。また、人件費や運営交付金の一律削減がなされ、病院運営にも支障をきたしています。国民の立場で無駄遣いを是正することは必要ですが、命や暮らしにかかわる部門は最優先されるべきものです。

国立宮崎病院においても医師不足は深刻で、一般病棟は10月から集約され、60床の一個病棟となりました。一般病棟では内分泌、特に糖尿病、整形外科においては西都、児湯地区でも重要な役割を示しています。整形外科で手術を受ける患者さんは高齢者も多く、複数の病気を持っている方もいて、循環器や呼吸器、消化器の医師も必要です。

重症心身障害病棟は県北の拠点病院で、呼吸器や持続的に通院が必要などリスクの高い患者を県内全域から受け入れ、入院されている120名の患者さんは、家庭での介護や社会復帰が困難な方ばかりです。患者さんの高齢化、重症化も進み呼吸器装着者6名、経管栄養者19名とふえています。高齢により、呼吸障害や嚥下障害を起こす患者さんもふえ、気管切開や経管栄養が必要となってきています。

現在、診療援助でみえている消化器内科医と小児科医とでは内視鏡下での胃瘻増設術は行われていますが、外科医がいないため、外科的な処置や器官切開、開腹術が必要なときは県病院などに転院してもらう現状で、家族の負担も大きなものです。呼吸器障害の患者さんがふえると呼吸器専門の医師も必要です。

また、在宅障害児の支援にも努めB型通園事業や短期入院、定数6床も行っています。

重症心身障害病棟も再来年には病棟建替を期に60床の二個病棟に集約される予定です。病床数は減りませんがスタッフの動線が長く、死角になるところがふえ、患者さんへの影響が心配されます。そのためには夜勤人員の大幅増員、呼吸器管理の臨床工学士なども必要です。

記。

1、国立病院を総人件費一律削減の対象から外し、医師、看護師初め必要人員を確保すること。

2、国立病院を縮小廃止、民営化することなく診察機能の充実強化を図ること。

3、国立宮崎病院を運営交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成22年12月22日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第15号地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 発議第16号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第13、発議第16号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。16番、津曲牧子議員。

○16番（津曲 牧子君） 16番。発議第16号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者は、高鍋町議会議員津曲牧子、賛成者は、緒方直樹議員、時任伸一議員、徳久信義議員、後藤隆夫議員です。

我が国にはB型、C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針、筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされる。ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半は、インターフェロン治療の助成以外は、何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気づかず、治療しないまま肝炎に進行している人も少なくない。肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことがカルテなどで証明できた、薬害C型肝炎被害者にのみ裁判手続を経て国が給付金を支払う、薬害肝炎救済特別措置法、以下救済特措法が平成20年1月に制定された。しかし、C型肝炎患者の多くは感染してから長い年月を経て発症するので、気づいたときにはカルテの保存義務の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。救済特措法制定の際の、衆参両議院の附帯決議にあるように、1、手術記録、母子手帳等の書面。

2、医師等の投与事実の証明。

3、本人、家族等による証言によって特定血液製剤による感染の可能性のある患者は、薬害肝炎被害者として認め特措法を適用し、広く救済する枠組みにしなければ救済されない。

また、集団予防接種の際の、注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種化事件では最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために、早期の解決が求められている。

以上のようなB型、C型肝炎感染の経緯を踏まえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた肝炎対策基本法が、平成21年11月に制定された。患者救済の根拠となる基本法ができたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記、1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。

2、救済特措法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶、証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。

3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。

4、肝庇護薬・検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への支援、生活保障を行



うこと。基本法が定めた肝硬変、肺、肝がん患者への支援策を進めること。

5、ウイルス性肝炎の治療体制、治療環境の整備、治療薬、治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。

6、医原病であるウイルス性肝炎の発病者、死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につながる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年12月22日、宮崎県児湯郡高鍋町議会、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第16号を起立によって採決いたします。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第16号350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議員派遣の件について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたします。

---

#### 日程第15. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第15、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第16. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第16、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第17. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第17、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成22年第4回高鍋町議会定例会を閉会します。

午前11時45分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員